

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

一般財団法人間の合併に対する適格判定について

《内容》

顧問先のA協会及びB協会は一般財団法人です。法人税法上の非営利型法人に該当しており、いずれの協会もその事業の一部のみが収益事業に該当していますので、当該収益事業について法人税の申告を行っているところです。

この度、両協会の間で、A協会を合併法人とし、B協会を被合併法人とする吸収合併を行うこととなりました。

このような場合、法人税法上の吸収合併に対する適格判定については、いずれの協会も株主等が存在しないため、「共同で事業を行うための合併」に該当するかについて検討を行うこととなりますが、適格要件の検討に当たり、その事業の相互関連性の有無や売上金額等による事業規模などの判定については、非収益事業まで含めた事業全体により判定を行うことになるのですか。

『答』

経済実態的に収益事業と一体となって公益法人等の事業を構成する非収益事業まで含めた事業全体により共同事業要件の判定を行うことになります。

(解説)

- 1 一般財団法人のうち非営利型法人に該当するものは、法人税法上の公益法人等に該当し、収益事業から生ずる所得に限って法人税が課されますので、合併に係る適格判定における共同事業要件の判定についても、その事業の相互関連性の有無や売上金額等による事業規模などの判定においては、収益事業のみを対象とするのではないかとのご疑問と推察されます。
- 2 しかし、法人税法上の事業関連性要件における被合併法人の「被合併事業」とは、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と規定し、「合併事業」とは、合併法人の合併前に行う事業のうちのいずれかの事業と規定しているのみであり、収益事業を行う公益法人等の間で合併が行われた場合について、「被合併事業」及び「合併事業」を収益事業に限る旨の特段の規定は設けられていません（法令4の3④一）。

また、法人税法において公益法人等の事業を収益事業として特掲して他の事業（非収益事業）と区分しているのは、同法が収益事業から生じた所得のみを課税対象としていることに基因するものであって、経済実態的には、その行う非収益事業と収益事業が一体となって公益法人等の事業を構成しているものと考えられます。

- 3 したがって、公益法人等の合併に係る適格要件に係るその事業の相互関連性の有無や売上金額等による事業規模などの判定は、収益事業のみを対象とするのではなく、経済実態的に収益事業と一体となって公益法人等の事業を構成する非収益事業まで含めた事業全体により共同事業要件の判定を行うと解することが妥当と考えます。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。